

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	軽自動車税に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

目黒区長

## 公表日

令和8年3月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	・地方税法に基づき、軽自動車等の所有者から提出された軽自動車税申告書を元に登録・廃車・名義変更等の処理をし、賦課期日現在の所有者に対して軽自動車税を賦課する。 ・納税者が納付した軽自動車税を収納し、収納日時・収納場所等の収納情報を管理する。また、再発行納付書や納税証明書の出力、還付充当処理等納付に関する事務を行う。 ・住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを經由して照会する。
③システムの名称	軽自動車税システム、収納消込システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税車両情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民生活部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	区民生活部税務課納税係 郵便番号153-8574 目黒区上目黒2-19-15
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	区民生活部税務課納税係 電話番号(直通) 03-5722-9826
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	入力後の検認作業を複数人で行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	入力した職員とは別の職員が確認するなど、二者以上が関与するように事務処理を行っている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 3、個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と いう。)第9条第1項及び別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と いう。)第9条第1項及び別表第一の16の項並 びに主務省令(※)第16条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する法律別表 第一の主務省令で定める事務を定める命令(平 成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	軽自動車税システム、収納消込システム、共通 連携基盤システム、中間サーバー、住民基本台 帳ネットワークシステム	軽自動車税システム、収納消込システム、共通 連携基盤システム、中間サーバー、住民基本台 帳ネットワークシステム	事前	
令和5年9月1日	I 関連情報 3、個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と いう。)第9条第1項及び別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と いう。)第9条第1項及び別表第一の24の項	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 4、情報提供ネットワー クシステムによる情報連 携 法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の27の項	番号法第19条第8号及び別表第二の38の項	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	IV リスク対策 8、監査 実施の有無	[ ]自己点検 [ ]外部監査	[○]自己点検 [○]外部監査	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報 3、個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と いう。)第9条第1項及び別表第一の24の項	番号法別表24の項	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報 4、情報提供ネットワー クシステムによる情報連 携 法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の38の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表48の項	事後	
令和7年1月10日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年1月10日	II しきい値判断項目 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年1月10日	IV リスク対策 8、人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへ の対策は十分か	—	十分である。 (判断の根拠) 入力後の検認作業を複数人で行っている。	事後	
令和7年1月10日	IV リスク対策 11、最も優先度が高いと考え られる対策 最も優先度が高いと考えられ る対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへ の対策	事後	
令和7年1月10日	IV リスク対策 11、最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である。 (判断の根拠) 入力した職員とは別の職員が確認するなど、二 者以上が関与するように事務処理を行ってい る。	事後	
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	